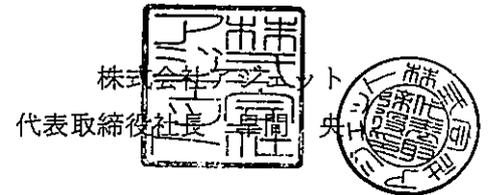


改善報告書

平成 26 年 9 月 5 日

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 清田 瞭 殿



当社は、平成 26 年 7 月 14 日付「資金の借り入れ、借入金返済および営業外費用の発生に関するお知らせ」及び同日付「第三者割当により発行される新株式（金銭出資及びデット・エクイティスワップ）及び第 7 回新株予約権の発行並びに主要株主である筆頭株主の異動、その他の関係会社の異動に関するお知らせ」において、平成 25 年 9 月末日において債務超過に転落したことから上場廃止の猶予期間中にあり、平成 26 年 9 月末日においてこれを解消する必要がある中で、その解消が見込まれる第三者割当増資及びその前提となる借り入れの実施等を開示するにあたり、事実と異なる開示を行うとともに、開示直後に一部についてはその事実を把握していたにもかかわらず、速やかに訂正開示を行っていませんでした。

また、当社は、上記以前においても、不適切な開示を繰り返し、東京証券取引所より再三注意を促されたものの、再発防止策を十分に実施することが出来ていませんでした。

上記の結果、当社は、東京証券取引所より有価証券上場規程第 502 条第 1 項第 1 号の規定に基づき改善報告書の徴求措置を受けることとなったため、その経緯及び改善措置を記載した改善報告書をここに提出いたします。



目次

1. 経緯	- 4 -
(1) 平成 26 年 7 月 14 日付「資金の借り入れ、借入金返済および営業外費用の発生に関するお知らせ」に関する事実と異なる情報を開示した経緯	- 4 -
(2) 平成 26 年 7 月 14 日付「第三者割当により発行される新株式（金銭出資及びデット・エクイティスワップ）及び第 7 回新株予約権の発行並びに主要株主である筆頭株主の異動、その他の関係会社の異動に関するお知らせ」に関する割当先の選定における経緯及び実質的な資金拠出者への確認を行わず事実と異なる情報を開示した経緯	- 6 -
(3) その他の不適切な開示に関する経緯	- 7 -
①平成 24 年 9 月 29 日付「新日本アルク工業株式会社による質権実行に伴う連結子会社の株式異動並びに、連結決算における特別利益及び個別決算における特別損失の発生に関するお知らせ」に係る不適切な開示	- 8 -
②平成 25 年 2 月 13 日付「特別利益の発生に関するお知らせ」に係る不適切な開示	- 8 -
③平成 25 年 8 月 12 日付「平成 25 年 9 月期 第 3 四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に係る不適切な開示	- 8 -
④平成 25 年 11 月 19 日付「平成 25 年 9 月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」に係る不適切な開示	- 8 -
⑤平成 25 年 11 月 22 日付「資金の借り入れに関するお知らせ」に係る不適切な開示	- 9 -
⑥平成 26 年 1 月 7 日付「資金の借り入れ及び当社株主による当社株式の一部売却に関するお知らせ」に係る不適切な開示	- 9 -
⑦平成 26 年 2 月 13 日付「新株予約権（有償ストック・オプション）の消滅及び特別利益の発生に関するお知らせ」に係る不適切な開示	- 9 -
⑧平成 26 年 3 月 25 日付「資金の借り入れに関するお知らせ」に係る不適切な開示	- 9 -
2. 改善措置	- 9 -
(1) 過去に実施した不適切な開示における原因、再発防止策並びにその実施状況	- 9 -
(2) 不適切な開示の発生原因の分析及び問題点	- 11 -
①平成 26 年 7 月 14 日付「資金の借り入れ、借入金返済および営業外費用の発生に関するお知らせ」及び平成 26 年 7 月 22 日付「第三者割当により発行される新株式および新株予約権発行の中止、役員の変動、その他の関係会社の異動の中止に関するお知らせならびに資金の借入の未実施による子会社発行の新株予約権付社債の買入償還の未完了に関して」に関する不適切な開示の原因及び問題点	- 11 -
②平成 26 年 7 月 14 日付「第三者割当により発行される新株式（金銭出資及びデット・エクイティスワップ）及び第 7 回新株予約権の発行並びに主要株主である筆頭	

株主の異動、その他の関係会社の異動に関するお知らせ」及び平成 26 年 7 月 16 日 付同開示の訂正に関する不適切な開示の原因及び問題点.....	- 12 -
(3) 再発防止に向けた改善策.....	- 13 -
(A) 今後の第三者割当増資等の資金調達に関する対策（2（2）②（i）及び（ii） に対する改善策）.....	- 13 -
(B) 社内教育・指導の改善策（2（2）①（iv）に対する改善策）.....	- 14 -
(C) 社内体制の整備（2（2）①（ii）に対する改善策）.....	- 15 -
(D) 情報開示委員会開催の徹底（2（2）①（i）に対する改善策）.....	- 16 -
(E) 役職員における情報の共有化（2（2）①（iii）に対する改善策）.....	- 17 -
(F) 適時開示に関する業務フローの見直し（2（2）①（i）及び（ii）に対する改善 策）.....	- 17 -
(G) 事実関係の確認、証拠等の入手による確認（2（2）①（ii）並びに 2（2）② （i）及び（ii）に対する改善策）.....	- 18 -
(H) 外部のアドバイザー及び監査法人との情報の共有化（2（2）①（v）に対する改 善策）.....	- 18 -
(I) 社内における改善策に対する方針.....	- 19 -
(4) 改善措置の実施スケジュール.....	- 21 -
3. 不適切な情報開示等が投資家及び証券市場に与えた影響についての認識.....	- 23 -

1. 経緯

(1) 平成 26 年 7 月 14 日付「資金の借り入れ、借入金返済および営業外費用の発生に関するお知らせ」に関する事実と異なる情報を開示した経緯

当社は、継続的に営業損失および営業キャッシュフローのマイナスを計上しており、平成 25 年 9 月期においても営業損失 209 百万円、当期純損失 207 百万円および営業キャッシュフローのマイナス 197 百万円を計上しております。この結果、平成 25 年 9 月期末において 146 百万円の債務超過となっております。また、平成 26 年 9 月期第 3 四半期連結累計期間においても営業損失 125 百万円を計上しており、その結果、平成 26 年 9 月期第 3 四半期末において 310 百万円の債務超過となっております。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

このような状況のもと債務超過の解消及び債務の圧縮のため、新たな資金拠出者を探しており、いくつかの候補者のうち合同会社アイランドインベストメント（以下、「II 社」という。）から平成 26 年 5 月下旬に当社へ資本参加を行いたい旨の提案がありました。

その後、株式会社アイランド（以下、「I 社」という。）が II 社へ資金の貸付を行い、II 社が当社へ出資をすることを前提として、その後の経営体制、新規事業開発等について打ち合わせを繰り返し、当社の負っている債務及び子会社デザート・ラボが発行している「第 1 回無担保新株予約権付社債」について、II 社より全額借り入れて、弁済及び買入償還を行い、II 社債権のデット・エクイティスワップ（以下、「DES」という。）と金銭出資により発行価額約 550 百万円（うち、DES 約 349 百万円）の第三者割当増資と払込総額 279 百万円の第三者割当新株予約権を発行することで合意いたしました。

上記の発行条件を合意した後、6 月 27 日に 130 百万円の借り入れを実行し、子会社株式として株式会社ダイヤモンドの株式を取得いたしました。

7 月 14 日に開催された当社の臨時取締役会において、(1) 第三者割当増資による新株発行の件、(2) 第三者割当による新株予約権発行の件、(3) II 社からの資金の借入の件、(4) 当社連結子会社である株式会社デザート・ラボへの貸付の件、(5) 取締役 3 名選任の件、(6) 監査役 1 名選任の件、(7) 臨時株主総会議案の件につき決議を行いました。

臨時取締役会終了後、II 社との間で金銭消費貸借契約書及び新株式の引受契約書並びに新株予約権の引受契約書に調印いたしました。

II 社との調印時に 14 日付の借入金の実施の手続きに関し、当社の取締役 K が II 社の業務執行社員 S に状況を口頭にて確認を行ったところ、問題なく行われる旨の回答を得ました。その際、14 日の入金手続きは実質的な資金拠出者からの送金手続きを経て行われるため振込手続きが遅れる可能性があるとの説明を受けております。

14 日 15 時 30 分頃、II 社の業務執行社員 S より当社取締役 H 宛てに電話にて、14 日中に着金ができるよう送金手続きが間に合わなかった旨と、送金手続きは完了したため、15 日の朝には着金確認ができるとの説明を受けました。

これについて、情報取扱責任者である取締役 K 及び他の取締役に報告がありましたのは、

16 時過ぎとなり連絡を受けてから報告までに時間がかかっております。

このため、14 日中の入金ができない旨の連絡は、開示前に連絡を受けていたものの、情報取扱責任者へ報告がなされることなく、借り入れが実施された旨が予定通り 16 時に開示されました。

当社の業務フローに従えば、本来、契約書調印時に送金手続きが遅れる可能性がある旨の説明を受けた時又は送金手続きが間に合わなかった旨の連絡を受けた時点で、情報取扱責任者へ速やかに伝達し、情報取扱責任者は情報開示委員会を招集し、情報開示委員会で適時開示の要否について検討を行うこととなっておりましたが、実施されませんでした。

開示後、II 社の送金手続きの遅れ及び入金の確認ができないことが確認されましたが、当社としましては、14 日付で送金手続きが完了し 15 日の朝に入金が確認できるのであれば、14 日付で借り入れは実行されているものと考えました。また、15 日の朝に入金が行われるのであれば、当該借入金の使途である、株式会社りく・マネジメント・パートナーズ（以下、「RMP 社」という。）、戸田泉氏並びに横田行夫氏への借入金の返済及び株式会社デザート・ラボの「第 1 回無担保新株予約権付社債」の買入償還も可能であると考えて、訂正の開示をしませんでした。

15 日の朝、II 社からの入金が確認できませんでしたが、この際にも、当社は訂正の開示を行う前に、入金されない理由及び状況等の確認を行わなければならないと考え、実質的な資金の拠出者である I 社代表者に直接事実確認をするため、17 日に I 社の本社を訪問しました。しかし、I 社代表者が海外出張中であるため、帰国後の 19 日に面談を行うこととなり、当初からの資金拠出の意思確認、資金証明の真偽を確認いたしました。

その結果、6 月 4 日の時点においては、当社への資金の拠出を行う意思があり、銀行預金の残高証明書による資金証明を提出したものの、その後、II 社から、実質的な資金拠出者であった I 社とは別に資金が集められる旨の報告が I 社になされたことから、貸付金の実行日である 14 日には、当社への貸付金の払い込みは行わず、また、第三者割当増資並びに第三者割当新株予約権の払い込む意思がない旨の説明を受けました。

この説明を受け、当社としては 22 日の臨時取締役会において第三者割当による新株式および新株予約権発行の中止を決議し、また臨時株主総会開催の中止を決議し、同日に開示いたしました。

なお、当社は II 社に対し、当社への説明が誤っていた理由の確認を試みましたが、II 社より、その回答を得ることができず確認を行うことはできませんでした。

また、同日に 7 月 14 日に借り入れが実施されていないこと及び 15 日に RMP 社及び戸田氏並びに横田氏からの借入金の返済、連結子会社の株式会社デザート・ラボの「第 1 回無担保新株予約権付社債」の買入償還が実施されていない旨の開示を行いました。

上記のとおり、平成 26 年 7 月 14 日付「資金の借り入れ、借入金返済および営業外費用の発生に関するお知らせ」の開示では、同日に入金がされていないにも関わらず、借り入れが実施された旨の事実と異なる情報を開示しております。

また、本来であれば入金がなされていないことが確認できた14日中に借入れが実施されてない旨の開示を行うべきところ、22日の開示となってしまいました。

(2) 平成26年7月14日付「第三者割当により発行される新株式(金銭出資及びデット・エクイティスワップ)及び第7回新株予約権の発行並びに主要株主である筆頭株主の異動、その他の関係会社の異動に関するお知らせ」に関する割当先の選定における経緯及び実質的な資金拠出者への確認を行わず事実と異なる情報を開示した経緯

平成26年7月14日付「第三者割当により発行される新株式(金銭出資及びデット・エクイティスワップ)及び第7回新株予約権の発行並びに主要株主である筆頭株主の異動、その他の関係会社の異動に関するお知らせ」において記載されております①「実質的な資金支援先である株式会社アイランドの概要」及び②「募集の目的および理由」及び「割当予定先を選定した理由」並びに③「割当予定先の保有方針」に事実と異なる記載を行っていました。

①については、実質的な資金の拠出者であるI社は、II社より別に資金が集められる旨の報告がなされたことから、貸付金の実行日である14日には、当社への払込金の準備は行わず、平成26年7月22日付「第三者割当による新株式および新株予約権発行の中止、役員の変動、その他の関係会社の異動の中止に関するお知らせならびに資金の借入の未実施による子会社発行の新株予約権付社債の買入償還の未完了に関して」において、I社が14日付けの貸付金の払込資金を準備するのは事実上不可能である旨を開示し、②及び③について訂正するため平成26年7月16日付「(訂正)「第三者割当により発行される新株式(金銭出資及びデット・エクイティスワップ)及び第7回新株予約権の発行並びに主要株主である筆頭株主の異動、その他の関係会社の異動に関するお知らせ」の一部訂正について」で訂正をしております。

具体的には、①実質的な資金拠出先であるI社の概要については、6月4日付けでI社より意向表明及び銀行預金の残高証明を当社において入手しており、I社がII社へ資金を拠出し、それを当社へ、貸付金又は金銭出資として払い込まれる予定でありました。しかしながら、7月上旬頃、II社は、I社に対して、独自で資金調達が可能となることから、I社からの資金の拠出は不要との連絡を行っていたようですが、当社はその連絡を受けておらず、19日のII社及びI社との面談時までその事実を把握することができず、I社を実質的な資金拠出者とする誤った情報を開示しておりました。

②募集の目的および理由及び割当予定先を選定した理由について、訂正前においては、「10社以上の出資者候補との面談を重ねる中で当社の筆頭株主の加賀美氏の方に申し入れがあったII社を、加賀美氏の代理人である第一中央法律事務所(所在地:東京都中央区日本橋3-3-11 代表:近藤 早利)経由で紹介され、当社に対する支援の提案を受けました。」及び「上記「2.募集の目的および理由」で記載しましたとおり、当社では複数の投資家と協議を行ってまいりましたが、今回の割当予定先であるII社が当社筆頭株主の代理人の紹介で

あった事と、提案頂いた新規事業が当社の主要事業と同様の飲食事業であるため、今後既存事業との親和性も高いと判断したためであります。」との記載を行いました。

II社とは、平成26年5月下旬より当社との間で、今回の第三者割当による新株式の発行及び第三者割当による新株予約権の発行について打ち合わせを行い始めました。

この折に、II社より加賀美氏との面識があるとの説明を受けたことにより当社において、加賀美氏からの紹介を受け、加賀美氏の代理人である第一中央法律事務所から連絡先を聞いて当社を訪ねてきたものと誤った認識をし、誤った情報を開示してしまいました。

しかし、実際には加賀美氏の代理人である第一中央法律事務所経由での紹介ではなく、II社の業務執行社員Tと当社の取締役Kとが以前から面識があり、II社が紹介を受けることなく直接、資金支援の申し入れがあったものであり、これについて訂正を16日付で行っております。

また、③割当予定先の保有方針で訂正前においては、「加賀美郷氏からは長期保有することを口頭にて確認しております。」との記載を行いました。

しかし、実際には加賀美氏の長期保有の意図は、今回発行される予定でありました新株予約権の権利行使によって取得した株式についてのみ長期保有することであって、既保有の株式にまで言及するものではありませんでした。

割当先の保有方針については、新株予約権の割当に関する打ち合わせ行った折、その保有方針を確認したところ口頭にて長期保有であるとの回答を得ましたが、その真意について当社で正しく理解しておらず、誤った表現で情報を開示してしまいました。

有価証券届出書の提出および14日付の「第三者割当により発行される新株式（金銭出資及びデット・エクイティスワップ）及び第7回新株予約権の発行並びに主要株主である筆頭株主の異動、その他の関係会社の異動に関するお知らせ」を確認した第一中央法律事務所より、上記②について誤った情報を開示しているとの連絡があり、当社で16日に「（訂正）「第三者割当により発行される新株式（金銭出資及びデット・エクイティスワップ）及び第7回新株予約権の発行並びに主要株主である筆頭株主の異動、その他の関係会社の異動に関するお知らせ」の一部訂正について」として訂正をしております。

（3）その他の不適切な開示に関する経緯

冒頭で記載したとおり、当社は、上記（1）及び（2）の不適切な開示を発生させる以前において、平成24年9月以降、複数の不適切な開示を行うとともに、これらに対する改善策を十分に実施できておりませんでした。今回の東京証券取引所からの改善報告書の徴求においては、この点も踏まえ、措置の決定が行われていることから、過去の不適切な開示の経緯・原因、改善策等についても本改善報告書内の各所で記載いたします。

①平成 24 年 9 月 29 日付「新日本アルク工業株式会社による質権実行に伴う連結子会社の株式異動並びに、連結決算における特別利益及び個別決算における特別損失の発生に関するお知らせ」に係る不適切な開示

当社が平成 24 年 9 月 29 日に開示いたしました「新日本アルク工業株式会社による質権実行に伴う連結子会社の株式異動並びに、連結決算における特別利益及び個別決算における特別損失の発生に関するお知らせ」において、新日本アルク工業株式会社がゼシーマ株式会社へ支払うべき債権譲渡対価 150 百万円について「準消費貸借契約」が締結され、当該債務について当社が連帯保証を行っていること、当社が保有しているイーディーコントライブ株式会社株式 800 株（所有割合 40.4%）及び新日本アルク工業株式会社が代物弁済によって取得したイーディーコントライブ株式会社株式 1,180 株（所有割合 59.6%）に対し、ゼシーマ株式会社が質権を設定していることが開示されておらず、開示情報が不足しておりました。

②平成 25 年 2 月 13 日付「特別利益の発生に関するお知らせ」に係る不適切な開示

平成 24 年 7 月頃から当社顧問税理士事務所の担当者が変わり、決算申告書を確認している中で、過年度における事業税の還付が受けられる可能性を発見し、平成 24 年 10 月頃から顧問税理士事務所の担当者が調査しておりました。

顧問税理士事務所の担当者が申請した府税事務所、都税事務所へ事業税の還付申請書が平成 24 年 11 月に受理され、平成 24 年 12 月にそれぞれ約 520 千円、約 7,458 千円の還付金が銀行預金へ振り込まれました。本来であれば各税事務所に申請書を受理された段階で振込時期が未定ではありますが、同還付金が特別利益に計上されることは確認できたことから、この時点で、開示すべきところ開示を行っておりませんでした。

③平成 25 年 8 月 12 日付「平成 25 年 9 月期 第 3 四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に係る不適切な開示

当社は、平成 25 年 8 月 2 日に取締役会を開催し、戸田泉氏からグループ運転資金として 50 百万円の借り入れに関する決議を行いました。本来であれば取締役会決議を実施した 8 月 2 日に開示すべきところ、平成 25 年 8 月 12 日に開示いたしました「平成 25 年 9 月期 第 3 四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」の後発事象として記載するまで開示せずに、開示が遅延しております。

④平成 25 年 11 月 19 日付「平成 25 年 9 月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」に係る不適切な開示

平成 25 年 10 月 1 日に取締役会を開催し、当社の従業員から当社グループの運転資金として 11 百万円の借り入れを決議いたしました。

本来であれば取締役会決議を実施した平成 25 年 10 月 1 日に適時開示すべきところ、平成 25 年 11 月 19 日付「平成 25 年 9 月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」の後発事象として記載するまで開示せずに、開示が遅延しております。

⑤平成25年11月22日付「資金の借り入れに関するお知らせ」に係る不適切な開示

平成25年11月19日の取締役会において、RMP社から平成25年12月末日までの運転資金として60百万円を上限枠とした資金の借り入れを実施することを決議いたしました。この決議に基づき、11月21日にRMP社の株主である戸田氏より約6百万円の借り入れを実施いたしました。本来であれば、11月19日に60百万円を上限とした借り入れを行う旨の決議に関する情報の開示と11月21日に実施された約6百万円の借り入れについての情報開示を行うべきところ11月22日に開示を行うことにより遅延しております。

⑥平成26年1月7日付「資金の借り入れ及び当社株主による当社株式の一部売却に関するお知らせ」に係る不適切な開示

当該開示の中で、平成25年12月5日に借り入れを実施した約1百万円について、1. 資金の借入 3) 借入残高に記載しておらず、開示情報が不足しておりました。

⑦平成26年2月13日付「新株予約権（有償ストック・オプション）の消滅及び特別利益の発生に関するお知らせ」に係る不適切な開示

平成23年12月21日開催の取締役会で決議した、新株予約権（有償ストックオプション）について行使条件を満たさなくなったことにより、特別利益として有償ストック・オプションで払い込まれた金額1百万円が計上され、平成26年2月13日に開示されました。

しかしながら、同特別利益は、平成25年12月25日に提出された平成25年9月期の有価証券報告書により確定されるため、同日の開示すべきところ開示の遅延が生じております。

⑧平成26年3月25日付「資金の借り入れに関するお知らせ」に係る不適切な開示

平成26年1月7日にRMP社から60百万円を上限とした資金の借り入れに関し、取締役会決議を行い、これに基づき3月24日に10百万円の借り入れを実施いたしました。

金銭消費貸借契約の締結日は3月20日付けでありましたので、本来であれば3月20日に適時開示すべきところ3月25日に開示を行い、開示が遅延しております。

2. 改善措置

(1) 過去に実施した不適切な開示における原因、再発防止策並びにその実施状況

当社は、平成24年9月29日、1. 経緯 (3) その他の不適切な開示に関する経緯に記載の①に係る不適切な開示を発生させたことに関して、次のような原因があると認識しました。

当該不適切な開示は、経営支援本部の担当取締役であった情報取扱責任者Kの開示業務の経験が浅く、投資者の視点に立った適切な開示についての意識が希薄であったとともに経験能力が不足していたこと、また、同人が準消費貸借契約における債権譲渡及び担保権の行使のみを重要事項と認識し、その他重要な事項に対して認識していなかったこと、更に当社の適時開示のチェック体制が手薄であることから発生したものでした。

再発防止策として、本来は、開示担当者を増員してチェック体制を強化する必要があります

ましたが、資金的な問題等でこれが困難であったこと、当社では、当時、非常勤の財務担当執行役員が、開示ドラフトをチェックする体制を取っていたことから、非常勤の財務担当執行役員の勤務時間を延長することにより、開示ドラフト作成段階において、経営支援本部の担当取締役である情報取扱責任者Kに対しレクチャーをすることにより、同人のスキルアップを進めていくこととしておりました。

しかしながら、財務担当執行役員が平成24年12月で退任したことにより、開示ドラフト作成段階においての、注意事項等のレクチャーを受けることができなくなり、早急に人材確保を行うべく、当社役員、顧問等の紹介を通じて採用活動を行っておりましたが、当社の財務状況から、採用条件が合わず、早期に採用することができていませんでした。

上記、再発防止策は、非常勤の財務担当執行役員に依拠するところが大きく、当該財務担当執行役員の退任により情報取扱責任者Kのスキルアップが行うことができず、また、それに変わる人員の採用ができなかったことにより、十分に実施されていませんでした。

その後も当社は上記1.(3)に記載した②～⑧の不適切な開示を繰り返すこととなりました。その主な原因は、経営支援本部の担当取締役である情報取扱責任者Kの開示項目・開示基準(水準)・開示タイミングに対する理解不足、当社のチェック体制の脆弱性などの社内体制の不備の存在と適時開示に関する業務フローの未整備(全般)によるものであると考え、再度、平成26年6月19日に以下のような再発防止策を策定しました。

なお、平成26年1月に財務担当執行役員を採用しておりますが、社内体制の強化が十分とはいえず、採用後、1.経緯(3)の⑦及び⑧の不適切な開示が発生しております。

平成25年7月1日付で岸田公認会計士事務所と開示に関する業務委託契約を締結し、開示体制の見直しを行っております。当初は、主に財務面でのアドバイスを受けるため、業務委託契約を締結しておりましたが、その後、適時開示に関する支援業務も依頼いたしました。

適時開示業務に関するアドバイスは、岸田公認会計士事務所との間の業務委託契約のもと、実際には城所公認会計士にアドバイスを受けておりました。岸田公認会計士と城所公認会計士とは同じ監査法人に所属していたことから面識があり、適時開示業務により詳しい城所公認会計士に岸田公認会計士が協力を求めたものとなります。

しかしながら、このアドバイスは、業務委託契約の業務範囲を見直すことなくアドバイスを受けていた状況であったことから、その後、契約内容を見直すこととしております。

その結果、岸田公認会計士事務所との契約を平成26年5月に契約を解除し、新たに城所公認会計士事務所と契約を締結いたしました。

また、実務担当者や子会社を含む部門責任者が開示事項の可能性のある事項を識別するための支援となるため適時開示業務マニュアルを作成し、当該マニュアルの中で適時開示業務フローを明確化するため、発生事実に関する業務フローと決定事実に関する業務フローとに分けて業務フローを掲載しております。適時開示基準の該当性を検討するための社内体制の強化として、現情報取扱責任者Kが退職することから、この後任として情報取扱

責任者候補となる IR 担当執行役員の採用を検討するとともに情報開示委員会の設置を行うこととしました。

さらに、適時開示業務に関する知識の向上を図るため、各種セミナーに出席し、その資料に基づき社内研修を行っていくこととしておりました。

加えて、内部監査による定期的なモニタリングとして、情報開示委員会の構成員である情報取扱責任者や財務担当執行役員とは別の管理部責任者により内部監査を実施し、開示業務の適正性をモニタリングし、リスクを事前に洗い出し、都度対応を実施することとしておりました。

しかしながら、上記、再発防止策の実施についても、適時開示業務マニュアル、業務フロー等について、経営支援本部担当取締役である情報取扱責任者 K のみとその詳細を認識している状況であり、IR 担当執行役員についても新規で採用することができず、情報開示委員会に関しては、一度も招集されることなく開示が行われている状況でした。さらに、管理責任者による内部監査の実施も行われていませんでした。

これらのことが行われなかったことにより、再発防止策を十分に実施することができていなかったと考えております。

(2) 不適切な開示の発生原因の分析及び問題点

①平成 26 年 7 月 14 日付「資金の借入れ、借入金返済および営業外費用の発生に関するお知らせ」及び平成 26 年 7 月 22 日付「第三者割当により発行される新株式および新株予約権発行の中止、役員の異動、その他の関係会社の異動の中止に関するお知らせならびに資金の借入の未実施による子会社発行の新株予約権付社債の買入償還の未完了に関して」に関する不適切な開示の原因及び問題点

7 月 14 日付けの不適切な開示を行ってしまった根本的な問題点として、1. 経緯(1)「平成 26 年 7 月 14 日付「資金の借入れ、借入金返済および営業外費用の発生に関するお知らせ」に関する事実と異なる情報を開示した経緯」に記載いたしましたとおり、継続的な業績不振や債務超過の解消、多額の債務の圧縮を主眼において、資金の拠出してもらうことを最重要課題とし、そのことに意識が行ってしまい、割当先の信頼性や誠実性及び客観的事実の確認を徹底して行うという意識が希薄になっておりました。

このため、7 月 14 日の借入の実施につき、入金の確認ができないまま、16 時に借入れの実施がなされた旨の開示を行ってしまいました。

これは、具体的な原因としては、以下のように分析しております。

(i) 適時開示業務マニュアルに規定されております業務フローが運用されていた場合、14 日の臨時取締役会終了後の金銭消費貸借契約等調印時に II 社より送金手続きが遅れている旨の報告がなされた時点において、借入金額の入金がなされない可能性が発生していたことから速やかに情報開示委員会を招集し、討議する必要がありました。しかしながら、こ

の時点での適時開示に関する業務フローが実施されず、情報開示委員会を招集することがありませんでした。

(ii) 経営支援本部の人員不足による社内体制の不備により、第3四半期決算作業に追われていたことから、入金に関する事実関係の確認作業が行えず、また振込伝票等の証跡等の入手を行なわれませんでした。また、財務担当執行役員による借入金の入金の事実関係の確認の指示もなされていませんでした。

(iii) 開示前に II 社から入金ができない旨の連絡を受けておりましたが、そのことについて情報取扱責任者等へ速やかに情報の伝達がなされなかったことにより、重要な情報の取り扱いについて十分でなく、役職員の情報の共有化がされていませんでした。

(iv) 情報開示委員会の構成員は、適時開示の要否を判断する役割でありましたが、その適時開示に関する認識が不足しており、II 社から 14 日中の当社への入金がなされない旨の連絡を受けたものの借入れの実施の時点は送金手続きを完了した時点と誤った認識をしていました。

(v) 情報開示委員会は、必要に応じて、外部のアドバイザーである会計事務所等に情報の開示に関するアドバイスを受けることができますが、情報開示委員会を開催したことがなかったことにより、外部のアドバイザーに情報が伝達されておらず、外部のアドバイザーとの情報の共有化ができていませんでした。

②平成 26 年 7 月 14 日付「第三者割当により発行される新株式（金銭出資及びデット・エクイティスワップ）及び第 7 回新株予約権の発行並びに主要株主である筆頭株主の異動、その他の関係会社の異動に関するお知らせ」及び平成 26 年 7 月 16 日付同開示の訂正に関する不適切な開示の原因及び問題点

(i) 当社は、6 月 4 日付けの意向表明及び銀行預金の残高証明をもって実質的な資金拠出者は、I 社であるとし開示資料を作成してきました。

しかしながら、II 社の判断により実質的な資金拠出者の変更が検討され、その報告がなされていなかったことにより、不適切な開示となってしまいました。

本来であれば、実質的な資金拠出者である I 社に開示直前にその意思及びその拠出されるべき資金について確認し、また、事前に資金拠出者に関する情報の重要性について、I 社及び II 社に理解いただくことにより防げたものと考えられますが、当社は、II 社及び I 社に対し、開示直前に資金の拠出の意思及び拠出される資金の確保ができていないかの実事関係の確認について、証跡等の入手も含めて行ってこなかった点が問題点であると考えて

おります。

(ii) 平成 25 年 9 月期の決算において、当連結会計年度で、207 百万円の当期純損失を計上した結果、147 百万円の債務超過となり、平成 25 年 12 月 25 日付で債務超過の猶予期間に入っております。

当該、債務超過を解消するため第三者割当増資を実施すべく、複数の割当先の候補者と調整・協議を行ってきました。

こうした中、割当先の選定に関し、II 社が資金支援の最初の提案を行った折に、当社へのアポイントの経緯について確認することなく、かつて、筆頭株主との面識がある旨の説明を受けたことのみで、紹介されたものと思い、その旨の記載を行ったことにより、16 日に同開示の訂正を行うことになりました。

当社取締役 H 及び取締役 K が、II 社の説明に関し、当社へ提案にきた経緯について、第一中央法律事務所に加賀美氏からの紹介であるか否かを確認すれば、防げたものであります。その事実関係の確認を行わなかった点が問題であると考えております。

(3) 再発防止に向けた改善策

(A) 今後の第三者割当増資等の資金調達に関する対策 (2 (2) ② (i) 及び (ii) に対する改善策)

7 月 14 日付の第三者割当増資及び第三者割当新株予約権の発行に係る開示に不備があり、また、第三者割当増資及び第三者新株予約権の発行が中止となりました。

従前も、個人や企業から直接出資を受ける場合においては、直接面談を行い必要な確認を行ってきましたが、7 月 14 日付の第三者割当増資のケースのように、実質的な資金拠出者と割当先が異なるケースにおいては、今後、以下のとおりの取扱いといたします。

第三者割当増資等の割当先についてその提案者のみならず、資金の拠出額が 1 億円以上となる場合あるいは、投資事業組合等の出資者グループで構成されているケースにおいて、投資事業組合等の出資者の出資割合が投資事業組合等の投資判断の意思決定に対する影響力を持つと考えられる 25%以上を占めるような場合、実質的な資金拠出者と面談する機会を設け、直接資金を拠出していただく目的、純投資以外の場合には、株式の取得を目的としていればその保有方針を確認することといたします。

また、提案者及び資金拠出者に対しては、資金拠出者に関する情報の重要性において、資金拠出の提案があった時点で説明することといたします。

また、出資の経緯に係る事実関係については、関係者に直接確認することにより、不適正な開示を防ぐことといたします。

平成 26 年 7 月に予定されておりました第三者割当増資及び第三者新株予約権発行につきましては、事前に実質的な資金拠出者であります I 社の銀行預金の残高証明を取得して拠出資金の確保を確認しておりましたが、その貸付金の払い込みの実行はされませんでした。

このリスクを担保するため、今後は、原則として、払込期日までに、第三者が管理する

別口座を準備し、払込期日以前に確実に払込資金を確保・確認できることといたします。

しかしながら、投資事業組合等の割当者が、その組合契約等により、払込期日以前の別口座への入金ができないことが明らかである場合等においては、払込期日までの期間について払込金額が担保されていることが当社の求めに応じ証拠をもって報告がなされるなど、資金の拠出者が管理されている状況を確認できることを条件に、例外的に第三者が管理する口座での扱いは行わないものいたします。

また、当該資金の確保については、取締役会決議の前にその準備状況を証拠の入手をすることをもって確認し、払込金額の確保の状況を確認するとともに払込期日までの間、継続的にコミュニケーションをとることといたします。

また、第三者が管理する別口座については、その準備の進捗状況を確認し、確実に口座の開設と払込資金の確保を確認していきます。

(B) 社内教育・指導の改善策（2（2）①（iv）に対する改善策）

適時開示に関する事項、会社法、金融商品取引法、会計、税務等の法令等全般的知識を習得し、管理部門である経営支援本部全体のレベルを向上させるため、各人の能力に応じ不定期に開催される外部セミナーへ参加し、その内容を社内で共有していくため、その情報を配信又は閲覧し、その資料を保管することとします。

外部セミナーにつきましては、平成26年8月25日に開催されました株式会社プロネクサス主催の「PRONEXUS WORKS 操作説明会（招集通知編）」、「特別セミナー「実務家のためのインラインXBRL講座」」、「次世代対応版プロネクサスワークス（プロネクサスワークス2）」のセミナーに財務担当執行役員が参加し、平成26年9月期の決算に向けた準備を始めております。

なお、引き続き外部セミナーへ積極的に参加していきます。

今までは、外部セミナーへ参加しても、外部セミナーの参加者が、情報取扱責任者K又は財務担当執行役員などの責任者へ、セミナーの内容等につき報告がなされていないことから、情報取扱責任者又は財務担当執行役員等から各スタッフへ必要な情報を配信することができず、各人のスキルの向上につながりませんでした。

今後は、外部セミナーへ参加する都度、資料が閲覧できるように整理していき、その情報を適宜、メール等で配信することとします。

メール等の配信は、財務担当執行役員又はIR担当執行役員により、必要な情報、知識向上のための内容をまとめていきます。

これにより、各人の必要なスキルが向上するものと思われれます。

また、配信された内容を財務担当執行役員又はIR担当執行役員は各人が理解されたかどうかをヒアリング、アンケート、テスト等により確認いたします。

情報取扱責任者Kは、当社の発生した事実および決定した事実に関して適時開示のドラフト作成時に会社情報適時開示ガイドブック及び他社の開示事例を参考として作成してお

りました。

当社では、決定事実又は発生事実が生じてから開示ドラフトを作成し、開示しているケースがあり、開示遅延及び開示不足が生じておりました。

これを防止するために、発生事実が生じる可能性が把握された段階又は決定事実が計画された段階において開示の準備を行うこととし、準備の段階で他社の開示事例を参照し、会社情報適時開示ガイドブックを参照することにより準備をしていきます。

また、適時開示に関する知識を深めていくため、情報取扱責任者を含めた情報開示委員会の構成員は、他社の開示事例を会社情報適時開示ガイドブックの開示すべき事項のカテゴリ毎に整理することにより、会社情報適時開示ガイドブックを参照することにより、内容の理解を深めていきます。

会社情報適時開示ガイドブックを理解することにより、発生事実及び決定事実における情報を開示すべき時期あるいは開示すべき事項を把握することにより、開示基準・開示タイミングの理解不足を防ぐことができます。

適時開示業務マニュアルは、情報取扱責任者、開示担当者、取締役、財務担当執行役員に対し、配布し、また、内容を説明し周知徹底させます。

(C)社内体制の整備（2（2）①（ii）に対する改善策）

平成26年1月に財務担当執行役員を採用することにより、会計・税務に関する人員の強化を図ることができ、社内体制は、平成26年7月末日まで経営支援本部の担当取締役である情報取扱責任者1名、財務担当執行役員1名、経理及び総務各1名となっております。

なお、適時開示については、情報取扱責任者が作成、財務担当執行役員がチェックを行うこととしておりました。

しかし、平成26年7月末日に情報取扱責任者Kが取締役を退任し、財務担当執行役員が、情報取扱責任者を兼務する状況となりました。現在、当社の情報取扱責任者は、財務担当執行役員の兼務となっており、また、その他に開示担当者は在籍しておらず、十分なチェック体制は構築されておられません。

従って体制強化のために、継続的に採用活動を行っており、平成26年7月及び同年8月に2名の候補者がありましたが、両者とも、所属している会社で後任者が決まらないことから、早期に当社へ就職することができず、採用することができませんでした。

新たな情報取扱責任者候補は、適時開示をはじめとする、情報開示に関する業務に責任者として携わっていた人材を平成27年1月までに採用すべく継続して行っています。当社の現状の社内体制を考えますと、本来は、すぐにでも採用すべきところではありますが、その候補者が少ないこと、また、当社の内情を把握している監査法人、外部のアドバイザーからの紹介を経て、採用をしたいと考えておりますので、一定期間が必要となります。

上記の情報取扱責任者の採用及び当社の次期定時株主総会で新たに経営支援本部担当取締役を就任させることで、その管理の元、財務担当執行役員は、財務会計に関する業務を

中心とし、情報取扱責任者となる IR 担当執行役員は、適時開示に関する業務を中心とし、業務が分担され、それぞれ情報を共有することができるとともに内部牽制により不適切な開示を防止いたします。

経営支援本部担当取締役は、現在、代表取締役が兼務しておりますが、平成 26 年 12 月に開催を予定しております定時株主総会において、情報取扱責任者とは別に、経営支援本部担当取締役を就任させ、経営支援本部の管理の強化を行っていきます。また、開示担当者につきましても、平成 27 年 1 月までに新規の採用又は経営支援本部との兼務により配置いたします。

なお、新たな情報取扱責任者候補である IR 担当執行役員及び開示担当者の採用又は兼務ができるまでの間は、現情報取扱責任者である財務担当執行役員が外部のアドバイザーと連携を図り、発生事実、決定事実の識別を行い、投資家の投資判断に有用な情報を適切に開示していきます。

なお、外部のアドバイザーにつきましては、現在、契約している城所公認会計士事務所に加えて、開示ドラフトを作成するために適時開示に関する業務経験が豊富であり、現在も上場会社の情報取扱責任者である個人と業務委託契約を締結しております。

(D) 情報開示委員会開催の徹底（2（2）①（i）に対する改善策）

情報開示委員会は、平成 26 年 6 月に設置されたものの、実際には開催がされておりました。

当社としては、(C) に記載のとおり、開示業務を担当する人員を増強すると共に、情報開示委員会の重要性を適時開示業務マニュアル等に記載し、役職員に周知徹底することにより、下記の改善策を実施いたします。

情報開示委員会につきましては、適時開示業務マニュアルに基づき、開示が必要となる事象（又は必要となる可能性のある事象）を認識した後、速やかに開催を行い、適時開示の必要性、妥当性を協議・検討するとともに外部のアドバイザーとの連携により、投資家の投資判断に資する情報を適時開示していく体制を構築してまいります。情報開示委員会は、会社情報の適時開示に係る社内体制を実践する中心的機関として、改めて位置づけ、電話会議も含めて、適時開示業務マニュアルの業務フローに従って、情報が報告される都度、速やかに開催することといたし、代表取締役又は情報取扱責任者（現在は財務担当執行役員、IR 担当執行役員の採用後は同人）が招集することといたします。

なお、従前は情報開示委員会の招集者は情報取扱責任者のみとしておりましたが、招集権者の範囲を広げることにより、開催の漏れを防止するとともに、情報開示委員会の構成員が適時開示をより一層意識することによって、不適切な開示を防ぐことができると考えております。

役職員は発生事実に関し、エビデンスを添えて情報開示委員会に報告し、情報開示委員会において、開示の必要性、妥当性を検討・協議していきます。

情報開示委員会の運用状況を確認するにあたって、情報開示委員会の開催の都度その議事録又はメモなどの記録を残し、四半期毎にその開催状況、運用状況について情報開示委員会の構成員以外の者による内部監査を実施いたします。また、今回の一連の不適切な開示を踏まえ、今後は監査役もその開催状況について適切に確認することとします。

役職員は、後述の適時開示に関する判断基準に基づき、発生した事象を報告するものいたします。

情報開示委員会においては、提出されたエビデンスに基づきその事象の事実確認を行い、必要に応じて追加のエビデンスの提出を役職員に要請いたします。

また、必要に応じて、外部のアドバイザーと連携して適時開示に関し検討を行います。

役職員の発生事実に関する情報開示委員会への報告の手続きにつきましては、情報開示委員会において9月中に適時開示業務マニュアルの見直しを行い、業務マニュアルへの追加・修正等を行ってまいります。

なお、適時開示業務マニュアルの位置付け（規則化等）についても改めて検討したうえで、改定時には取締役会で決議します。

(E) 役職員における情報の共有化（2（2）①（iii）に対する改善策）

経営支援本部において、役職員からの入手した会社の運営・財務状況に影響する重要な情報につき、適時、関係役職員に電子メール、電話連絡等を用いて情報の共有化を図ります。

また、これらの情報については、情報開示委員会にも報告され、報告された情報を検討・協議するとともに整理・保存を行い必要に応じ閲覧することができる体制を構築してまいります。

情報開示委員会への報告への手続きにつきましては、(D)の適時開示業務マニュアルの見直しとともに行っていき、追記・修正を行ってまいります。

(F) 適時開示に関する業務フローの見直し（2（2）①（i）及び（ii）に対する改善策）

現在、策定されている情報開示委員会の組織体制は、代表取締役、情報取扱責任者、財務担当執行役員となっておりますが、情報取扱責任者は財務担当執行役員が一時的に就任している状況であり、また、業務フローで実施すべきとされておりました情報開示委員会の招集が実施されていないことから、発生の実事又は決定の実事が生じた時の情報開示までの情報について伝達方法を見直すことにより現状の組織の実態にあった業務フローを9月中に再構築いたします。

また、(D)や(E)に記載のとおり、情報伝達等に関する規定を設けて運用いたします。

また、適時開示業務マニュアルと別途、年度のIRカレンダー及び決算期ごとに見直しを行う適時開示事項に関する量的基準や質的基準の判断基準を設け、適時開示業務マニュアルの勉強会等を行うことによって周知徹底を行ってまいります。

周知徹底を行うことにより、情報取扱責任者へ情報が集約されるものと考えております。

(G) 事実関係の確認、証拠等の入手による確認（2（2）①（ii）並びに2（2）②（i）及び（ii）に対する改善策）

人員不足により、業務が個人へ集中しており、このため事実関係の確認及び証拠等の入手による確認作業ができておりませんでした。

財務担当執行役員及びIR担当執行役員は、各部門長から報告された発生事実の内容を確認するとともに、情報開示委員会へ提出されたエビデンスを精査し、エビデンスに不足がある場合、直ちに、開示担当者へエビデンスの取得を指示いたします。

上記については、適時開示業務マニュアルに明示することにより周知徹底を図っていきます。

また、報告された情報の正確性について、エビデンスをもって確認できない場合、IR担当執行役員又は財務担当執行役員は、実務担当者と共に、相手方に直接、確認をとるよういたします。

適時開示業務マニュアル等の整備を9月中に行うことにより、各個人の役割が明確となり業務の有効性を図ることができます。

(H) 外部のアドバイザー及び監査法人との情報の共有化（2（2）①（v）に対する改善策）

発生事実が生じた場合は、上述の(D)に記載のとおり、役職員からの報告に基づき、情報開示委員会において協議・検討を行い、必要に応じて外部のアドバイザーへ相談を行っていきますが、これとは別に、外部のアドバイザーとの情報の共有化を図るため、隔週でミーティングを実施いたします。

従来は、発生事実が生じた段階で外部のアドバイザーに相談を行ってはいったものの、事前の準備あるいは状況の把握ができていないため、十分な助言を受けることができませんでした。

今後は、発生事実が生じた段階だけでなく、隔週でミーティングを行うこと及びミーティングを実施しない週においては、メールや電話等で状況を報告することにより、会社の現況を把握いただき、適時開示事項が発生する都度、外部のアドバイザーが把握することにより適時開示の必要性についてアドバイスを受けることができると思います。

また、上記につきましては、適時開示業務マニュアルに記載することにより、業務フローを明確にしていきます。

また、平成25年2月13日付「特別利益の発生に関するお知らせ」や平成26年2月13日付「新株予約権（有償ストックオプション）の消滅及び特別利益の発生に関するお知らせ」に係る不適切な開示では、会計処理について事前に監査法人とその会計処理について検討していれば特別利益へ計上されることが把握できたと考えます。

監査法人との事前の会計処理について検討が不十分であったことが原因と考えられるた

め、監査法人とは、不定期及び定期的なミーティングを行います。これにより、日々の会計処理に関わる事項に関しては、事象の発生によりその会計・税務に対する影響を把握することができます。

監査法人とのミーティングは財務担当執行役員が行い、その検討結果について、情報取扱責任者及び情報開示委員会へ報告を行い、情報の共有と開示の要否について検討いたします。

監査法人と財務担当執行役員は、四半期決算毎に、その決算期末日の直前又は直後に決算に関する状況の確認作業を行うことにより、決算作業が効率的に行われ、論点を早期に洗い出すことにより詳細な分析作業ができるものと考えております

これにより、事前に会計処理を検討することができ、当社の財務諸表に与える影響を確認することができるため開示基準・開示タイミングを検討することができます。これにより、決算情報に関する開示内容の詳細な検討を行うことができます。

(I)社内における改善策に対する方針

当社は、この度の不適切な開示の発生により投資家をはじめとする皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけいたしました。

各担当役員をはじめ管理責任者の連携が取れていなかったことがこの事態を引き起こしております。

7月14日付「資金の借り入れ、借入金返済および営業外費用の発生に関するお知らせ」及び同日付「第三者割当により発行される新株式（金銭出資及びデット・エクイティスワップ）及び第7回新株予約権の発行並びに主要株主である筆頭株主の異動、その他の関係会社の異動に関するお知らせ」において、不適切な開示につきましては、情報取扱責任者K（経営支援本部の担当取締役）は、同日に各契約書調印時にII社より、送金手続きが遅れている旨の連絡を受けていたにもかかわらず、情報取扱委員会を適時開示業務マニュアルの業務フローに基づき、招集・開催しておりませんでした。

また、取締役Hは、II社より開示前に同日着金を行うための振り込み手続きが完了しなかった連絡を受けていましたが情報取扱責任者K（経営支援本部の担当取締役）及び財務担当執行役員Oへの伝達が遅れておりました。

さらに、財務担当執行役員Oについては、II社からの14日の着金に関する確認に関して、自ら確認又は確認指示も行わなかったことにより、未入金のまま、誤った開示がされてしまいました。

したがって、これらの者に対し、今回の不適切な開示についての直接的な責任は、取締役H及び情報取扱責任者（経営支援本部の担当取締役）K並びに財務担当執行役員Oにあり、これらの者に対し、その原因を分析した後、代表取締役より取締役H及び財務担当執行役員Oに対して口頭により嚴重注意を行っております。

しかしながら、経営支援本部の担当取締役である情報取扱責任者Kについては、不適切

な開示に関する分析が完了する前に一身上の都合により退職していたため、処分は行っておりません。

当社においては、2. 改善措置（1）にありますとおり、過去に実施した不適切な開示における再発防止策を策定いたしましたが、十分に実施することができておりませんでした。

これは、当社において投資者の視点に立って適切な開示を行う意識が薄かったこと、適時開示業務に関する組織体制が脆弱であったことが根本的な理由であると考えております。

当社は、上記理由を改善するため、開示体制を強化するため、早期に情報取扱責任者として IR 担当執行役員の採用と、開示担当者の人員配置を行い、開示体制を強化すると共に、情報開示委員会を確実に開催することにより、適時開示の要否、妥当性を検討・協議することにより不適切な開示を防止いたします。

今後は、代表取締役を中心とし、上記に掲げた改善策を行うと共に役職員が情報の開示の重要性を再認識し、開示体制の強化と各人のスキルの向上とを早期に図ることにより、不適切な開示の再発防止に努めたいと考えております。

(4) 改善措置の実施スケジュール

改善措置項目	平成26年度							
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(A) 今後の第三者割当増資等の資金調達に関する対策								
	実施							→
(B) 社内教育・指導の改善策								
外部セミナーへの参加	実施							→
他社の開示事例の研究		実施						→
会社情報適時開示ガイドブックの理解		実施						→
適時開示業務マニュアルの周知・徹底		実施						→
(C) 社内体制の整備								
人員の採用（情報取扱責任者）						採用		
経営支援本部担当取締役の選任					就任			
開示担当者の配置						配置		
(D) 情報開示委員会開催の徹底								
情報開示委員会の開催	実施							→
情報開示委員会の招集権者の見直し		実施						→
情報開示委員会の議事録等の作成		実施						→
適時開示業務マニュアルの見直し		改訂 運用						→
(E) 役職員に情報の共有化								
情報の伝達	実施							→
情報の整理・保存	実施							→
適時開示業務マニュアルの見直し		改訂 運用						→
(F) 適時開示に関する業務フローの見直し								
業務フローの見直し		改訂 運用						→
適時開示業務マニュアルの見直し		改定 運用						→
IRカレンダー作成		作成 運用						→
適時開示判断基準の策定		策定 運用						→

(G) 事実の確認、証拠の入手による確認								
エビデンスによる情報の確認	実施							→
適時開示業務マニュアルの見直し		改定						→
		運用						→
(H) 外部アドバイザー及び監査法人との情報の共有化								
外部アドバイザーとのミーティング実施		実施						→
監査法人とのミーティング		実施			実施			実施

3. 不適切な情報開示等が投資家及び証券市場に与えた影響についての認識

当社は、このたびの改善報告書提出までに至る原因となりました、事実と異なる誤った情報開示及び情報の開示の遅延につき、投資家及び関係者に多大なるご迷惑をおかけし、証券市場の信頼を損ねる結果となったことを真摯に受け止め反省しております。

特に当社が平成 26 年 9 月末日までに債務超過を解消しなければ、上場廃止となる状況下において、その解消が見込まれる第三者割当増資及びその前提となります借入の実施等に関する情報の開示においては、株主・投資家の皆様の投資判断に極めて重要な情報であり、その情報の誤り・遅延は重大な責任があると、深く認識しております。

今後、社内の体制の整備・再構築・教育・指導を行うことにより、全社一丸となって会社情報の適時開示等に関する規則に則った適正かつ的確な情報の開示を行ってまいります。

参考
現在の当社の適時開示体制図

